

○新潟県中東福祉事務組合職員の育児休業等に関する条例

平成8年3月1日組合条例第2号

改正

平成18年1月1日組合条例第7号

令和5年7月24日組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の育児休業等に関する条例(平成18年五泉市条例第33号)の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 新潟県中東福祉事務組合職員の育児休業に係る給与等に関する条例(昭和52年組合条例第3号)は、廃止する。

附 則(平成18年1月1日組合条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年7月24日組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。